（作業環境測定法施行規則の一部改正）

**第三条**　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「同表第二号」の下に「3の2、」を、「13」の下に「、13の2」を、「別表第一」の下に「第三号の二、」を、「第十三号」の下に「、第十三号の二」を加える。

（女性労働基準規則の一部改正）

**第四条**　女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号イ中「アクリルアミド」の下に「、エチルベンゼン」を加え、「又は第二十二条の二第一項」を「、第二十二条の二第一項又は第三十八条の十四第一項第十一号ハ若しくは第十二号ただし書」に改め、同号ハ中「又はメタノール」を「、メタノール又はエチルベンゼン（(1)に掲げる業務に限る。）」に改め、「第七号まで」の下に（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を加え、「同令第二条第一項」を「有機溶剤中毒予防規則第二条第一項（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八において準用する場合を含む。）」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

**第五条**　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「第二十九条第二項」の下に「（特定化学物質障害予防規則第四十一条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「第三十九条第一項」の下に「、別表第三(九)の項及び別表第四(九)の項」を加え、「第四十条第一項及び」を「第四十条第一項並びに」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

**第六条**　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の項中「第二十一条」の下に「（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の八において準用する場合を含む。）」を、「第二十八条第三項」の下に「（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）」を、「第二十八条の二第二項」の下に「（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）」を、「第三十条」の下に「（特定化学物質障害予防規則第四十一条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同表特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の項中「（昭和四十七年労働省令第三十九号）」を削る。

別表第二有機溶剤中毒予防規則の項中「第二十一条」の下に「（特定化学物質障害予防規則第三十八条の八において準用する場合を含む。）」を、「第二十八条第三項」の下に「（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）」を、「第二十八条の二第二項」の下に「（特定化学物質障害予防規則第三十六条の五において準用する場合を含む。）」を、「第三十条」の下に「（特定化学物質障害予防規則第四十一条の二において準用する場合を含む。）」を加える。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（名称等の通知に関する経過措置）

**第二条**　第一条による改正後の労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「新安衛則」という。）第三十四条の二の物（第一条による改正前の労働安全衛生規則（以下「旧安衛則」という。）第三十四条の二の物に該当するもの及び次条の物に該当するものを除く。）については、平成二十五年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

**第三条**　新安衛則第三十四条の二の物（旧安衛則第三十四条の二の物に該当するものを除く。）であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年六月三十日までの間は、法第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

（様式に関する経過措置）

**第四条**　この省令の施行の際現に提出されている旧安衛則に定める様式による申請書は、新安衛則に定める相当様式による申請書とみなす。

**第五条**　この省令の施行の際現に存する旧安衛則及び第二条による改正前の特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（計画の届出に関する経過措置）

**第六条**　新安衛則第八十六条第一項及び法第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、平成二十五年四月一日前に新安衛則別表第七の十三の項の上欄に掲げる機械等であって、第二条による改正後の特定化学物質障害予防規則（以下「新特化則」という。）第二条第三号の二に掲げる物（以下「エチルベンゼン等」という。）に係るもの又は新安衛則別表第七の十八の項の上欄に掲げる機械等であって、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第二号3の2若しくは新特化則別表第一第三号の二に掲げる物（以下「インジウム化合物等」という。）又は令別表第三第二号13の2若しくは新特化則別表第一第十三号の二に掲げる物（以下「コバルト等」という。）に係るものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、適用しない。

（第二類物質の製造等に係る設備に関する経過措置）

**第七条**　インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第五条の規定は、適用しない。

**第八条**　エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第三十八条の八において準用する有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第五条及び第六条の規定は、適用しない。

（床等に関する経過措置）

**第九条**　インジウム化合物等又はコバルト等を製造し、又は取り扱う作業場であって、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十二月三十一日までの間は、新特化則第二十一条、第三十八条の七（第一号に係る部分に限る。）及び第三十八条の十二の規定は、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第十条**　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ○経済産業省令第七十五号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十号）の施行に伴い、及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十六条の三の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

別表第一第一号の(一)の下欄1の(5)のイ中「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同号の(三)の下欄1の(4)のイ中「総理府令」を「省令」に改め、同表第二号の(二)の下欄3の(2)中「台数が」の下に「それぞれ」を加え、同号の(四)の下欄1の(4)のイ中「総理府令」を「省令」に改め、同表第三号の(二)の下欄3の(2)中「による影響」の下に「について」を、「台数が」の下に「それぞれ」を加え、同号の(四)の下欄1の(4)のイ中「総理府令」を「省令」に改め、同表に次の一号を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 四 | 風力発電所 | 1　調査項目<br>(1)　騒音の諸元<br>イ　建設機械及び発電所の施設の稼働の状況<br>ロ　工事用資材等の搬出入に使用する自動車の稼働の状況 |
| （一）　騒音に関する項目 | | |